

第九條 日本中央競馬会法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第十一條」を「第十五條」に、「平成」を「令和」に改める。  
（卸売市場法施行規則及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十條 次に掲げる省令の規定中「平成」を削る。

一 卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）別記様式第一号  
二 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）別記様式第三号

（地力増進法施行規則の一部改正）

第十一條 地力増進法施行規則（昭和五十九年農林水産省令第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号中「平成」を「令和」に改め、「同項」の下に「若しくは第十七條第一項」を加える。

別記様式第二号中「平成」を「令和」に改める。  
（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第十二條 水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号（一）中「平成」を「令和」に改める。  
別紙様式第九号（一）中「平成」を「令和」に改める。

附 則  
（施行期日）

第一條 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第二條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省  
経済産業省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和元年五月七日

農林水産大臣 吉川 貴盛  
経済産業大臣 世耕 弘成

農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令  
農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第二中「平成」を「令和」に改める。  
様式第三中「平成」を「令和」に改める。  
様式第五中「平成」を削る。

様式第六中「平成」を「令和」に改める。  
様式第七中「平成」を「令和」に改める。  
様式第九及び様式第十中「平成」を「令和」に改める。

様式第十三中「平成」を「令和」に改める。  
様式第十四中「平成」を「令和」に改める。

様式第十六中「平成」を削る。  
様式第十七中「平成」を「令和」に改める。  
様式第十八中「平成」を「令和」に改める。  
様式第二十及び様式第二十一中「平成」を「令和」に改める。  
様式第二十三から様式第二十六までの規定中「平成」を削る。  
様式第二十八及び様式第二十九中「平成」を「令和」に改める。  
様式第三十中「平成」を削る。

附 則  
（施行期日）  
第一條 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）  
第二條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省  
環境省令第一号  
元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和元年五月七日

農林水産大臣 吉川 貴盛  
環境大臣 鈴木 俊一

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「平成」を削る。

附 則  
（施行期日）

第一條 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第二條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、元号を改める政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。  
令和元年五月七日

経済産業大臣 世耕 弘成

第一條 元号を改める政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令  
次に掲げる省令の様式中「平成」を「令和」に改める。

一 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）様式第二  
二 発電水力測定規則（昭和四十年通商産業省令第五十五号）様式第五